



～当院では無料および低額の診療を行っています！！～

## （無料低額診療事業について）

明治天皇は「特に生活が貧しく、医療を受けられずに、困っている人達に適切な医療を施すよう」、時の総理大臣 桂太郎に『済生勅語』を発して、全国に「恩賜済生会」と済生会病院が創立されました。

北上済生会病院は、上記の主旨に基づいて、病気やケガ等により生計が困難になった方々に対して、必要な医療を受けられるように、「**無料および低額の診療事業**」を行っております。

当病院の基準にもとづいて審査を行い、無料および低額診療事業の利用が必要と判断された場合には、医療費の自己負担が軽くなります。

### 無料および低額診療を受けられる方

- ① 生活保護を受けている方
- ② 市町村民税の非課税の方、またその同一世帯の方
- ③ 一定の住む家がなく、野外において生活している方（例：ホームレス）
- ④ 身もと不明、行き倒れの方
- ⑤ その他病院長が必要と認める方

### 免除の範囲

- ① 診療費（入院・外来）

### 《申請・手続き》

- ・ご利用にあたりましては、ソーシャルワーカーによる面談が必要です。
- ・収入状況のわかる書類等（例：課税所得証明書など）を確認させていただくことがあります。



お問い合わせ先：北上済生会病院 地域医療福祉連携室  
電話：0197-64-7722（内線 1220・1221・1530・1531）  
FAX：0197-64-1133（直通）

